# 令和2年度 ひょうご次世代産業高度化プロジェクト 補助金 公募要項

# 「ロボット実用化・普及促進事業」

#### (事業目的)

製造業、非製造業を問わず、人手不足は深刻であり、雇用したくても雇用できない現実がある。現場の3K作業等、労働者に敬遠されがちな現場環境を改善しないと、雇用の促進、人材の確保はできない。そこで、人が嫌う汚い作業、力を要する作業、単純な繰り返し作業等をロボットに任せ、高齢者・障害者・女性等にも可能な、それでいて、人が得意な分野を人が分担するロボットと人の共存作業が実現することにより、雇用の促進、人手不足の解消を図ることを目的とします。また、今後県内事業者のロボットの利活用を普及促進するために、本事業では多様な利活用の事例を集積し、公開してゆくこととします。

ご利用に際しては、当公募要項をご熟読のうえ、必要書類を(公財)新産業創造研究機構に提出してください。

令和2年度公募期間:令和2年6月1日(月) ~令和2年6月26日(金)17時必着

■補助金申請書の様式については、以下のホームページからダウンロードできます。

## URL: <a href="http://www.niro.or.jp/">http://www.niro.or.jp/</a>

本公募要項は、「ひょうご次世代産業高度化補助金交付実施要領」に従って実施されますの必ずご確認ください。但し、万が一、「ひょうご次世代産業高度化補助金交付実施要領」と本書の記載に齟齬がある場合は、本書の記述を優先します。

#### <お問い合わせ先>

(公財)新産業創造研究機構 ロボット・AI部 担当:松尾(まつお)

〒650-0046 神戸市中央区港島中町 6-1 神戸商工会議所会館 4F

TEL: 078-306-6801 FAX: 078-306-6812

E-mail: robot@niro.or.jp

# 1. 補助制度の内容

この補助制度の内容は下記のとおりです。

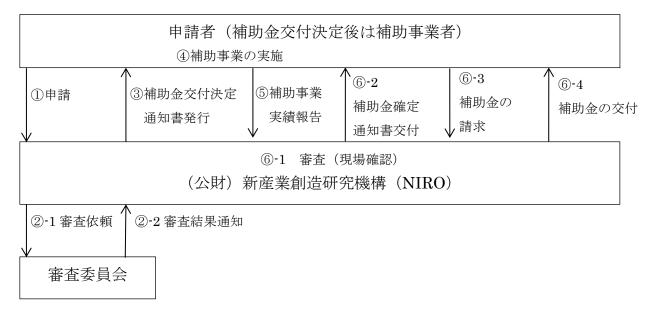
補助の内容	① ロボット・ロボットシステムやロボット周辺機器等を開発する企業に人件
	費・事業費を定額で補助します。
	② 他の国・県・市町村などからの「補助対象経費」を対象とする同種の助成
	金・補助金との併給はできません。但し、補助対象外の事業に対する助成
	金、補助金の活用は可能ですので個別にお問い合わせ下さい。
補助対象事業者	補助対象事業者:次の①~③を全て満たす事業者
	① 兵庫県下に事業所を有し、ロボットの開発・導入により、女性や高齢者に
	も活躍の場を広げることができる等、従来の発想を広げたロボットの実用
	化・普及促進を目指す指定主要業種、指定関連業種の企業である。
	② 補助事業の途上又は終了後に、NIRO 又は兵庫県が刊行又はインターネッ
	トで公開する「事例集」等に事業の要旨を公開可能である。また、NIRO
	又は兵庫県が主催又は共催、後援する発表会、セミナー等において、補助
	事業で実現した事例の発表が可能である。
	③ 令和2年4月1日~令和3年6月30日の間に、1名以上の県内での新規
	正規雇用を行う計画を有する。
指定主要業種	化学工業(16)、金属製品製造業(24)、生産用機械器具製造業(26)
	電気機械器具製造業(29)、輸送機械器具製造業(31)
指定関連業種	家具・装備品製造業(13)、プラスチック製品製造(18)、ゴム製品製造業(19)、
	窯業・土石製品製造業(21)、鉄鋼業(22)、非鉄金属製造業(23)、はん用機械器
	具製造業(25)、業務用機械器具製造業(27)、電子部品・デバイス・電子回路製
	造業(28)、情報通信機械器具製造業(30)、情報サービス業(39)、インターネッ
	ト付随サービス業(40)、技術サービス業(74)
補助対象経費	本事業は、補助金交付決定通知後に発生し、令和3年2月26日までに支払
	完了した以下の①②の経費に対して補助を行なう。
	① 人件費:以下の経費(ただし、消費税を含まない額)
	・担当者・管理者の給与、派遣社員人件費、
	・旅費、謝金
	② 補助対象の事業費:以下の経費(ただし、消費税を含まない額)
	・賃借費(ロボット等のレンタル・リース費用)
	・原材料費(原材料、消耗品、消耗機材等の調達に必要な経費等)
	・外注費(設計費、加工費、ソフト開発費、市場調査費等)
	・消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、資料購入費、会議費、出展費
	③ 事業費のうち、補助対象外の経費
	・備品費(設備、装置、パッケージソフト、パソコン等)
	・①②に関わる消費税
	総事業費は上記の ①+②+③ を言います。
	補助対象経費は上記の ①+② を言います。

補助率	定額
補助限度額	1,500 千円/社
	予算の範囲で、合計 3~5 社程度を採択予定

#### 2. 事業の流れ

申請に対し、審査委員会による審査を経て補助認定がなされ、NIROから「補助金交付決定通知書」を発行します。補助事業終了後、補助事業者からの補助事業実績報告を受けて、書類審査および必要に応じて現場調査のうえ、補助金額を決定し、補助事業者からの請求書の提出を受けて補助金を交付します。

※令和2年度については、対象事業の完了報告が<u>令和3年2月26日までに</u>必ず提出できる案件であることが条件となります。



## 3. 補助申請手続

# (1) 申請

補助を希望される方は所定の書類を揃えて、NIRO の窓口へ申請してください。

- <申請に必要な書類>(正本1部)
  - □補助金交付申請書 (様式第 1-R 号、押印要)
  - □補助事業計画書 (様式第 1-R 号 別紙)

#### <添付書類>(1部)

- □補助事業計画書の内容、予算計画書の補足資料(任意、最大10頁) (内容の補足説明、主たる支出項目の見積書、価格表、製品カタログ該当頁等)
- □調査確認書(補助金交付申請書の様式wordファイルの6ページ目、押印要)
- □兵庫県「ひょうご次世代産業高度化プロジェクト」への参加申込書コピー
- □直近2期決算書
- □会社案内もしくはこれに準じるもの
- □補助金交付申請書、補助事業計画書の電子データ(pdfおよびwordファイル 万一、相 互に齟齬がある場合は、pdfを正とする)

## (2)審査

- ①NIRO が設置する審査委員会の中で補助対象としての妥当性を 審査の上で、補助金交付を決定します。
  - \*審査の結果、補助申請額を上限の150万円で申請しても、予算内で採択数を増やす ために補助金申請額が減額されて採決される場合がありますので留意ください。
- ② 審査する項目は下記のとおりです。
  - ●補助対象事業者としての要件を満たしているか。
  - ●補助対象の経費項目が妥当か。
  - ●収支計画が適正で事業内容が適切か。
  - ●補助金申請額は妥当か。
  - ●新規正規雇用の目標とその達成見込み
  - ●補助金事業の目的(県内での多様な利活用の事例を広く集積し、公開)への 適合性
  - ●技術力、成長力、事業効果
- (3) 補助金交付決定通知書
  - ① 審査委員会で採択された申請者は「補助金交付決定通知書」を発行します。
  - ② 採択されなかった申請者には、「不採択通知書」を送付します。

## (4) 補助事業の実施

補助金交付決定通知書を受領した申請者は「補助事業者」となります。補助事業者は、補助金交付決定通知の発効後に補助事業を開始し、令和3年2月26日までに経費の支払いを含めて補助事業を完了させてください。交付決定の前に発生(発注も含む)した経費については補助対象になりませんので注意してください。

事業の実施にあたり、補助事業の経費は補助事業者が原則として銀行振り込みで支払い、その経費の支出を証明する証憑をいつでも提出できるように整理してファイルしてください。 必要に応じ、事業実施中に事業の実施状況と証憑類の整理状況を確認するための中間検査を行うことがあります。

# (5) 補助事業の変更

- ① 補助認定後、計画変更等によって補助事業の内容変更や、補助金額の 20%を超える科目別の予算の変更が生じた場合、速やかに「補助金交付決定内容変更承認申請書」を提出して下さい。変更の承認内容を審査し、補助事業の初期の目的が達成できると判断される場合には、「補助金交付決定変更承認通知書」を発行します。なお、変更の内容によっては、補助金の交付決定額を変更したり、補助金の交付決定そのものを取り消す場合があります。
- ② 事業の遂行が困難となった場合は、速やかに電話等で連絡のうえ、「補助金事業遂行困 難状況報告書」を提出してください。

#### (6)補助事業実績報告

補助事業者は事業完了後、令和3年2月26日以前に所定の書類を揃えてNIROに補助事業 実績報告書を提出してください。

# <事業完了報告に必要な書類>

- □補助事業実績報告書 (様式第 8-R 号)
- □事業実施結果報告書 (様式第 8-R 号 別紙)
- □経費の支出を証する書類(証憑)

## (7)審査、補助金交付額通知、補助金請求書発行および補助金交付

- ① 実施報告書を受領後、報告に係る書類の審査、および必要に応じて現場調査を行い、事業内容が交付決定の内容等に適合しているかを審査します。
- ② 適合していると認める時は交付すべき額を決定し、補助事業者に通知します。
- ③ 補助事業者からの補助金請求書の提出を受け、補助金を交付します。

#### (8) 留意事項

- ① 不適切な補助金申請、その他申請条件への違反等の事情が補助金交付後に判明した場合には、既に交付した補助金の返還を求める場合があります。
- ② 補助事業実績報告の段階で、新規正規雇用者数と令和3年6月30日までの採用内定者 数の合計が、申請された新規正規雇用者数を下回る場合は、補助額を削減して決定す る場合があります。
- ③ 新規正規雇用者数は、被雇用者の個人名、生年月日、所属、職種、勤務地等を報告いただくことで確認をします。なお、一人の雇用者を「ひょうご次世代産業高度化プロジェクト」の他の事業や、異なる年度の事業に重複して報告することはできません。また、審査の過程で申請時点の雇用実績を雇用者の名前で確認させていただく場合があります。

以上